

国立大学法人筑波大学における科学技術イノベーション創出に向けた
大学フェローシップ創設事業に係るフェローシップ支給要項

〔令和 3年 2月26日
教育担当副学長決定〕
改正 令和4年1月25日

(目的)

第1条 この要項は、文部科学省「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業」(以下「大学フェローシップ創設事業」という。)に選定された事業における給付型のフェローシップ(以下「フェローシップ」という。)に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(支援経費の支給)

第2条 フェローシップは、大学フェローシップ創設事業に選定された事業の対象となる分野の次条に規定する教育課程(以下「教育課程」という。)を履修する優秀な博士課程の学生に対し、主体的に独創的な教育研究に専念させるための支援経費(研究専念支援金(生活費相当額)及び研究費)として支給するものとする。

2 前項に規定する研究専念支援金は、雑所得として課税の対象となる。

(対象となる教育課程)

第3条 フェローシップの対象となる教育課程は、次の表の左欄に掲げる大学フェローシップ創設事業の分野ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる教育課程とする。

大学フェローシップ創設事業の分野	教育課程
ボトムアップ型	人間総合科学学術院人間総合科学研究群の医学学位プログラム及びヒューマンバイオロジー学位プログラム グローバル教育院のヒューマンバイオロジー学位プログラム
分野指定型(情報・AI)	理工情報生命学術院システム情報工学研究群の情報理工学位プログラム、知能機能システム学位プログラム及びエンパワーメント情報学プログラム グローバル教育院のエンパワーメント情報学プログラム
分野指定型(量子)	理工情報生命学術院数理解物質科学研究群の数学学位プログラム、物理学学位プログラム、化学学位プログラム、応用理工学学位プログラム及び国際マテリアルズイノベーション学位プログラム

(対象者)

第4条 フェローシップを新たに受給することができる学生(フェローシップ受給を中止した学生の支給期間を引き継ぐ学生を除く。)は、前条に規定する教育課程を履修している学生であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 博士後期課程に在学する学生であって在学月数が12月未満のもの
- (2) 一貫制博士課程に在学する学生であって在学月数が24月以上36月未満のもの(ただし、3年次編入学学生は、在学月数が12月未満のもの)
- (3) 3年制博士課程に在学する学生であって在学月数が12月未満のもの
- (4) 人間総合科学学術院人間総合科学研究群医学学位プログラムの4年制の博士課程に在学する学生であって在学月数が12月以上24月未満のもの

2 前項の規定にかかわらず、日本学術振興会特別研究員(DC)として採用されている学生、国費外国人留学生制度による支援を受けている外国人留学生、母国政府からの奨学金等の支援を受けている外国人留学生、卓越大学院プログラム教育研究支援経費による支援を受けている学生、所属する企業等から生活費相当額として十分な水準(年額240万円以上の収入をいう。)

の給与、役員報酬等の安定的な収入を得ている学生、休学期間中の学生、標準修業年限を超過した学生及び国立研究開発法人科学技術振興機構「次世代研究者挑戦的研究プログラム」の支援を受けている学生は、フェローシップを受給することができない。

(採用人数)

第5条 フェローシップ支給対象学生の採用人数は、毎年度、1学年当たりボトムアップ型6名、分野指定型(情報・AI)8名、分野指定型(量子)17名とする。

(募集時期)

第6条 フェローシップは、4月入学者にあつては毎年2月末日までに、10月入学者にあつては毎年7月末日までに、それぞれ公募により募集するものとする。ただし、令和3年度入学者における募集時期は別に定める。

(申請手続)

第7条 フェローシップの受給を希望する学生は、毎年度、期日までに、所定の書類(別記様式第1号)により、教育を担当する副学長(以下「教育担当副学長」という。)に申請しなければならない。

(選考方針)

第8条 フェローシップ支給対象学生の選考に際しては、第14条に規定する研究活動に関してフェローシップ支給対象学生が果たすべき義務といった観点を踏まえ、研究業績、研究計画書及びこれらの事項の研究内容等に係る面接等により総合的に審査する。ただし、採用期間を更新する場合は、面接による審査を省略することができる。

(選考手続)

第9条 採用学生の選考に係る審査は、毎年度、分野ごとの学生支援委員会が総合的に行う。(その際、採用の公平性及び審査の透明性を確保する。)

- 2 学生支援委員会による審査結果を基に、分野ごとの運営委員会の議を経て採用候補者を決定する。
- 3 採用学生の最終的な決定は、教育担当副学長が行う。

(採用の通知)

第10条 教育担当副学長は、採用学生を決定した場合には、フェローシップ支給対象学生採用通知書(別記様式第2号)を交付するとともに、当該学生の氏名等をホームページ等で公表する。

(採用期間)

第11条 フェローシップ支給対象学生の採用期間は、当該学生の採用の日(次項において「採用日」という。)の属する会計年度を超えない範囲内において教育担当副学長が決定する期間とする。

- 2 フェローシップ支給対象学生の採用日は月の初日とし、その終了日は月の末日とする。

(支援経費の支給期間)

第12条 第3条に規定するフェローシップの対象となる教育課程への入学後から支援経費の支給を開始するものとし、通算3年を超えないものとする。

(支援経費の額及び支給割合)

第13条 支援経費の支給総額は、年額200万円から250万円までの範囲内で分野ごとに定める。

- 2 研究専念支援金は年額180万円以上とし、毎月同額を支給することとする。
- 3 研究専念支援金と研究費との割合は、フェローシップ支給対象学生と協議の上決定する。

(フェローシップ支給対象学生が果たすべき義務)

第14条 フェローシップ支給対象学生は、大学フェローシップ創設事業が科学技術イノベーション創出の重要な担い手となる人材育成に資する事業であるとの前提の下、主体的に独創的な教育研究に励むとともに、自ら積極的なキャリアパスの確保に努めるものとする。また、企業等での長期インターンシップや企業等で研究スタッフとして従事するとともに、企業等の外部の関係者との交流会等に積極的に参加するなど、優秀な博士課程学生の企業等での接点や活躍の機会を増やすことに努めるものとする。

(経過報告等)

第15条 フェローシップ支給対象学生は、毎月月末に、当該月におけるフェローシップ支給対象学生研究経過報告書(別記様式第3号)を教育担当副学長に提出するものとする。

- 2 教育担当副学長は、フェローシップ支給対象学生研究経過報告書により教育課程の履修及び研究が計画どおりに進捗していることを確認の上、支援経費を支給する。
- 3 教育担当副学長は、フェローシップ支給対象学生の教育課程の履修及び研究が計画どおりに進捗していない場合等においては、当該学生に対し指導助言を行うとともに、改善が見込めない場合には、第19条第1項の規定に基づき採用を取り消すことがある。

(終了報告書)

第16条 フェローシップ支給対象学生は、当該年度の研究終了時にフェローシップ支給対象学生終了報告書(別記様式第4号)を教育担当副学長に提出するものとする。

(申請の取下げ)

第17条 第10条の通知を受けた学生であって、通知された内容又はこれに付された条件に対して不服があることによりフェローシップ支給対象学生の申請を取り下げようとするものは、当該通知の受領後1週間以内に、その旨を記載した書面を教育担当副学長に提出しなければならない。

(変更等)

第18条 教育担当副学長は、第10条の規定により通知した内容を変更せざるを得ない事由が発生した場合には、フェローシップ支給対象学生変更通知書(別記様式第5号)を交付する。

(採用の取消し又は支援経費の支給の停止)

第19条 支援経費の支給を許可した期間であっても、フェローシップ支給対象学生が次の各号のいずれかに該当する場合には、分野ごとの運営委員会等の議を経て採用の取消し又は支援経費の支給の停止を決定する。

- (1) 分野の教育課程を履修しなくなった場合
 - (2) 筑波大学大学院学則(平成16年法人規則第11号)第53条に規定する休学を許可された場合
 - (3) 筑波大学大学院学則第58条に規定する退学を許可された場合
 - (4) 筑波大学大学院学則第66条に定める懲戒処分を受けた場合
 - (5) 第4条第2項に掲げる支援経費の受給が発覚した場合
 - (6) 履修の進捗状況に著しい問題があり、所期の成果を達成できない場合
 - (7) 筑波大学学生の本分に反する行為等があった場合
 - (8) 提出すべき書類が期間内に提出されなかった場合
 - (9) 申請書類及び採用後の提出書類の記載事項に重大な虚偽が発見された場合
- 2 教育担当副学長は、前項の規定によりフェローシップ支給対象学生の採用を取り消す場合には、フェローシップ支給対象学生取消通知書(別記様式第6号)を交付する。
 - 3 フェローシップ支給対象学生は、都合により採用期間の途中で採用を辞退しようとする場合には、辞退届(別記様式第7号)を教育担当副学長に提出するものとする。

(支給の再開)

第20条 前条第1項により支援経費の支給を停止された学生の停止に係る原因となった状況が改善されたときは、分野ごとの運営委員会の議を経てその支給を再開することができる。

(返付)

第21条 教育担当副学長は、フェローシップ支給対象学生について不正に支援経費を受給した事実が明らかとなった場合には、受給した支援経費の一部又は全部を返付させる。

(研究費の管理)

第22条 支援経費のうち研究費については、分野ごとに管理するものとし、年度末において未使用の研究費については、これを大学に返付するものとする。

2 研究費は、学生の研究活動及びキャリア開発・育成に資する使途に使用しなければならない。

(その他)

第23条 この要項に定めるもののほか、フェローシップに関し必要な事項は、別に定める。

附 記

この要項は、令和3年2月26日から実施する。

附 記 (令. 4. 1. 25)

この要項は、令和4年1月25日から実施し、改正後の別記様式第3号、第4号、第5号、第6号、第7号は、同年4月1日から適用する。